

「第7次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」及び
「長岡京市障がい福祉計画（第8期）・障がい児福祉計画（第4期）」の策定に
係る実態調査業務の公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

（1）業務名

「第7次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」及び「長岡京市障がい福祉計画（第8期）・障がい児福祉計画（第4期）」の策定に係る実態調査業務業務委託

（2）業務の目的

本業務は、障害者基本法に基づく「市町村障害者基本計画」である「第7次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」（令和9年度～令和14年度）及び障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」である「長岡京市障がい福祉計画（第8期計画）・長岡京市障がい児福祉計画（第4期計画）」（令和9年度～令和11年度）の策定にあたり、長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会の運営を支援するとともに、長岡京市における障がい者（児）の生活実態、障がい者福祉サービスに対するニーズ及び福祉圏域のサービス提供基盤等の状況を把握するための実態調査を行うことを目的とする。

（3）業務内容

主な業務内容は、以下のとおりである。詳細は別添仕様書（案）による。

- ① 打ち合わせ（来庁、電話、電子メール含む）
- ② 情報収集、現状分析、課題の抽出と整理
- ③ 実態調査の実施
- ④ サービス見込量算出支援
- ⑤ 地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会等の運営支援

※第1回目の会議は8月6日（水）予定のため、アンケート項目などの資料の
作成期限は7月24日（木）を目途とする。

（4）履行期間

契約締結日からR8年3月31日（火）まで

（5）提案上限額

3,564,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（6）成果品

- ① 実態調査における、市民アンケート・事業所アンケート・関係団体ヒアリングの結果報告書データ。CD-R等にて納品。（Word形式、Excel形式、A4版、130ページ程度）
- ② 集計結果表データ。CD-R等にて納品。（Word形式、Excel形式）
- ③ 回収した調査票一式。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本件の委託業務を的確に遂行するに足る能力を有し、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当している者でないこと。
- (2) 長岡京市契約規則（昭和55年1月16日規則第2号）第3条の規定により、一般競争入札に参加させないことができるものでないこと。
- (3) 長岡京市契約規則第5条の規定する競争入札等有資格業者名簿に登録されているもの。ただし、長岡京市競争入札有資格者名簿に登録されていないものであっても、様式3で示す参加資格要件確認資料を参加表明書に添付することにより、参加することができる。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないもの。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く。
- (6) 国税を完納していること。また、長岡京市内に事務所等を持つ者については、法人市民税を完納していること。
- (7) 当該業務にかかる企画立案、調査に必要な能力、組織体制、人脈を有する法人その他の団体であること。
- (8) 本市との連絡調整や打合わせなどに、迅速かつ的確に対応できること。
- (9) 本件と同種又は類似する業務（福祉に係る行政計画のアンケート調査等）について本市及び他自治体において履行した実績を有すること。

3. 失格要件

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成23年4月1日施行別表

第1又は別表第2に掲げる指名停止事項に該当すると認められるとき。

- (3) 参加表明書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (4) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき。
- (5) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (6) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (8) 著しく信義に反する行為があったとき。
- (9) その他業務の履行が困難と認められる状態に至ったとき。

4. 実施スケジュール

公募開始日	令和7年5月16日（金）
質疑受付締切	令和7年5月26日（月）午後5時まで
質疑に対する回答	令和7年6月5日（木）
参加表明書の提出期限	令和7年6月13日（金）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和7年6月18日（水）
企画提案書の提出期限	令和7年6月25日（水）午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和7年6月30日（月）
特定結果通知	令和7年7月7日（月）
契約締結	令和7年7月中旬

5. 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加表明書提出期限等

- ① 受付期間：令和7年5月16日（金）から令和7年6月13日（金）
午後5時00分まで（土日祝を除く）
- ② 提出方法：持参又は郵送（郵送する場合は事前連絡の上、期限内必着のこと）
なお、ファクシミリ、電子メールによる提出は受け付けない。

（2）提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社等事業概要がわかる資料（任意様式）
- ③ 同種・類似業務の履行実績報告書（様式2）
参加表明者多数の場合は、プレゼンテーション・ヒアリングの参加者を選定するための資料とするため、過去に履行した同種及び類似業務について、最大3件まで業務の規模や内容などが具体的にわかるよう記載すること。また、必要に応じて仕様書等を添付しても構わないが最小限のものとする。
- ④ 様式3に示す参加資格要件確認資料一式
（令和7年度長岡京市競争入札資格者名簿に登録のない事業者のみ）
- ⑤ ワークライフバランス等にかかる認定企業であることが確認できる書類
（えるぼし・くるみん・ユースエールの認定企業であることが確認できる資料を提出すること。厚生労働省の認定企業公表HPの写しなど。）

（3）提出部数

6部

（4）質疑の受付

- ① 受付期間：令和7年5月16日（金）から令和7年5月26日（月）
午後5時00分まで
- ② 提出方法：syougai-fukushi @city.nagaokakyo.lg.jp までEメールにより **Word形式（任意様式）** で提出すること。Eメールの件名は「業務名_質疑書」とし、必ず到着確認を行うこと。
- ③ 回 答：令和7年6月5日（木）に市ホームページで公開する。こちらからは連絡しないため、各自確認すること。

6. 参加資格審査結果通知について

令和7年6月18日（水）に参加資格審査結果通知をEメールにより送付する。資格ありの結果通知を受け取った事業者は、「7. 企画提案書に関する事項」に記す期限までに必要書類を提出すること。

7. 企画提案書の提出

（1）提出期限等

- ① 提出期限：令和7年6月25日（水） 午後5時00分まで
- ② 提出部数：6部
- ③ 提出場所：長岡京市役所 新庁舎3階 健康福祉部 障がい福祉課

- ④ 提出方法：持参又は郵送（郵送する場合は事前連絡の上、期限内必着のこと）

（２）提出書類

- ① 企画提案書届出書（様式４）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ② 見積書及び積算内訳（任意様式）

８．提出書類の作成様式及び記載上の留意事項

【企画提案書】

（１）企画提案書の作成方法

- ① 企画提案書の様式は A4 判の両面印刷とし、ページ番号を付すこと。また、主要な文字のサイズは 11 ポイント以上とする。なお、A4 を超える場合は折込で A4 とすること。企画提案書は 10 ページ以内に収めること。
- ② 提出できる企画提案書は 1 者につき 1 案とする。
- ③ 審査の公平性を期すため、企画提案書には会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。
- ④ 次の 8.（２）の企画提案事項を明記すること。

（２）企画提案事項

企画提案書については以下の項目に関する内容が理解できるものであること。

- ① 国の障がい福祉施策に関すること。
- ② 乙訓圏域及び長岡京市の地域特性に関すること。
- ③ 市民アンケートの実施方法に関すること。
- ④ 事業所アンケートの実施方法に関すること。
- ⑤ 関係団体ヒアリングの実施方法に関すること。
- ⑥ 調査結果の分析に関すること。
- ⑦ 計画策定スケジュールに関すること。
- ⑧ 配置人数、配置体制及び担当者の実務経験に関すること。
- ⑨ 国内での類似事例実績に関すること。

【見積書及び積算内訳】

本契約の上限は、総額 3,564,000 円（消費税及び地方消費税を含む）である。契約金額にはアンケート調査の郵送費等を含む当該業務にかかる一切の費用を含む。

（３）企画提案書の取扱い

- ① 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- ② 提出された企画提案書は、必要に応じて複製する場合がある。

（４）企画提案書の失格

次の各号の一に該当する場合は失格となる場合がある。

- ① 企画提案書の提出期限に適合しない場合。
- ② 提案内容に虚偽の記載があった場合。（虚偽記載したものに対して指名停止の措置を行うことがある。）
- ③ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合。

- ④ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- ⑤ 見積金額が契約金額の上限額を超える場合。
- ⑥ 提出された企画提案書等に不備がある場合。

(5) 企画提案書の著作権等

企画提案書の著作権は、当該企画を提案したそれぞれの応募者に帰属する。ただし、長岡京市は企画提案書の選定の公表等必要な場合においては、企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。また、長岡京市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には公開対象文書として原則開示することとなるが、応募者が事業を営むうえで競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第2項の規定によって非公開とできる場合もあり、その際は理由書等を提出していただくこととなる。

9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施予定

(1) 以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- ①実施日：令和7年6月30日（月）
- ②実施場所：長岡京市役所（詳細は参加資格審査結果通知に記載）
- ③開始時間：参加資格審査結果通知に記載
- ④実施方法：提出した企画提案書を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。なお、プレゼンテーションで機材を使用する場合は、すべて説明者で準備することとし、説明時の資料の追加・変更は認めない。
- ⑤時間配分：プレゼンテーションは1者につき20分以内とし、ヒアリング（質疑応答）は20分以内とする。
- ⑥出席者：1者あたりの出席人数は3名までとすること。
- ⑦その他：プレゼンテーションで使用するパソコン・プロジェクター等の機材はスクリーン（モニター）以外、説明者で準備すること。

10. 最優秀提案者の特定

- (1) 審査委員会による審査を経て、総得点が高い者から順位付けを行い、最も高い者を最優秀提案者として特定する。
- (2) 最優秀提案者は令和7年7月7日（月）頃に特定する。
- (3) 最優秀提案者として企画提案書を特定したものには特定通知書を送付する。特定しなかったものには非特定通知書を送付する。
- (4) 企画競争の参加者が1者となった場合は、最低基準点を設け、基準点に満たない場合は特定しない。
- (5) 最優秀提案者を特定するための評価基準

企画提案書・プレゼンテーション及びヒアリングの評価項目及び配点は次のとおり

評価項目	指標	配点
------	----	----

1. 業務内容 (70点)	業務の理解度、 情報収集力の 適格性	障がい特性(身体障がい、知的障がい、精神障がい、 発達障がい、難病等)の知識が十分にあるか	5
		障がい福祉に関する法律や福祉サービスの知識が 十分にあるか	5
		障がい福祉に関する国や他地方公共団体の動向等 の情報を適切に収集しているか	5
	地域特性や地 域の現状の理 解度	乙訓圏域及び長岡京市のサービス事業所やサービ ス提供体制を把握しているか	5
		乙訓圏域及び長岡京市の市民ニーズの実態を把握 しているか	5
	実態調査の実 施方法と分析	市民アンケートの実施方法は具体的かつ適切か	10
		事業所アンケートの実施方法は具体的かつ適切か	10
		関係団体へのヒアリングの実施方法は具体的かつ 適切か	10
		調査結果の分析、課題抽出等の方法は具体的かつ 適切か	10
	提案内容の適 格性	計画策定支援及び実態調査に係るスケジュールは 具体的かつ実現可能か	5
2. 業務執行 体制・実績 (25点)	人員体制	計画策定支援及び実態調査に関して配置を予定し ている人数は適正か	5
	配置体制	配置される人員は本業務に時間を割けるか (他業務との兼務により忙殺されないか)	5
	担当者の実務 経験	担当者の実務経験は十分か	5
	障がい福祉関 連業務の実績	類似業務の受注実績があり、業務遂行に必要なノ ウハウを有しているか。	10
3. 地元事業者優 先発注 (2点)	長岡京市内本店または支店事業		2
	上記以外の事業者		0
4. ワークライフ バランス等の 推進 (3点)	えるぼし認定企業		1
	くるみん認定企業		1
	ユースエール認定企業		1
	上記以外の事業者		0
<参考> 見積	業務コストの 妥当性	提案内容とかけ離れていないか 不適切ではないか	○又は ×

※上記評価点以外に、特に優れていれば加点、不備があれば減点することがある。

1 1. 非特定に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。ただし、他者の評価点や提案内容に関する内容のほか、発注者が非特定理由と関係がないと判断する事項についての回答は行わない。※持参のみ受付。
- (2) 上記（1）に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

1 2. 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取

企画提案書を特定したものと業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。ただし、特定したものが下記のいずれかに該当し、業務委託契約ができない場合は、次点者を相手先として再特定する。

- ① 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかとなったとき。
- ② 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
- ③ 本業務委託契約の締結を辞退したとき。
- ④ その他の理由により業務委託契約の締結が不可能になったとき。

(2) 業務委託の仕様及び条件

本業務委託の仕様については、別添仕様書（案）及び企画提案書等に記載された内容を尊重し、長岡京市において定める。

1 3. その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合はEメール（様式任意）により届け出ること。
- (3) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 審査内容や審査経過については公表しない。
- (6) 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (7) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

1 4. 問い合わせ先

長岡京市健康福祉部 障がい福祉課社会参加支援係（長岡京市役所新庁舎1期・3階）
〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号

電話：075-955-9549

FAX：075-952-0001

mail：syogaifukushi@city.nagaokakyo.lg.jp

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝を除く）